

町有財産（自動車）売払公告

町有財産（自動車）の売払いについて、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 4 年 7 月 14 日

上三川町長 星野 光利

記

1 一般競争入札に付する物件

物件番号	財産名称	初度登録年月	車検有効期間	排気量(ℓ)	走行距離(km)	予定価格(円)	入札保証金(円)
1	塵芥収集車 ニッサンディーゼル コンドル フジマイティーLP38	平成 13 年 9 月	一時抹消	6.92	228,114	500,000	50,000

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者でないこと。
- (3) 日本語を完全に理解できること。
- (4) 町が定める上三川町インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「町ガイドライン」という。）及び KSI 官公庁オークションに関連する利用規約及び各種ガイドラインの内容を承諾、順守することができること。
- (5) 公有財産の買受について一定資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格等を有していること。
- (6) 3 によりあらかじめ一般競争入札への参加申込をした者であるもの。

3 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「売却システム」という。）の画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

仮申し込み手続きを完了した後、町において参加仮申し込みの審査を行い、参加申し込みを受理する。（参加申込書の提出は不要）

また、令和 4 年 8 月 1 日（月）までに、「クレジットカードによる納付」により入札保証金を納付すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目 1 番地  
上三川町役場 総務課 管財係（庁舎 2 階）

- (2) 日時 令和4年7月15日(金)～令和4年8月1日(月)  
(町の休日は除く) 午前9時～午後5時(正午から午後1時を除く)

5 入札説明書を交付する場所及び期間

4の(1)及び(2)に同じ。

6 車両下見会を行う場所及び日時

- (1) 場所 栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地  
上三川町役場 車庫棟
- (2) 日時 令和4年7月20日(水)、7月26日(火)  
午前9時～午後5時(正午から午後1時を除く)

7 一般競争入札等の場所及び期間

- (1) 場所 売却システム上
- (2) 期間 令和4年8月15日(月)午後1時～令和4年8月22日(月)午後1時
- (3) 開札 令和4年8月22日(月)午後1時～

8 入札の方法

- (1) 売却システム上で入札価格を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、町が定めた入札保証金(予定価格の100分の10以上の額)を町ガイドラインに従い納付しなければならない。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。
- (3) 落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還する。
- (4) 落札者が、町が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は返還しない。

10 契約の締結

- (1) 落札者は令和4年8月29日(月)までに、契約保証金(入札保証金の額)を納付のうえ契約を締結しなければならない。
- (2) 契約に要する収入印紙その他の費用は、落札者の負担とする。

11 売買代金の納入

- (1) 落札者は、売買代金(落札金額に消費税および地方消費税を加えた金額)から契約保証金を差し引いた金額を、令和4年9月5日(月)午後5時00分までに、町が用意する納入通知書もしくは町の指定する銀行口座振込により納付しなければならない。
- (2) 売買代金の残額の納付にかかる費用は、落札者の負担とする。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札参加資格の確認について、虚偽の申請等の不正な行為を行った者のした入札
- (3) 町ガイドラインに記載する無効な入札に該当する入札

### 1.3 落札者の決定の方法

入札期間終了後、町は開札を行い、入札物件ごとに、売却システム上の入札において、有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定とする。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のオークションID を落札者の氏名（名称）とみなす。

### 1.4 その他

(1) 売却財産は経年劣化、キズ、不具合箇所も多数あり。充分理解した上で入札すること。

また売買契約締結後、隠れた不具合等を発見した場合でも、契約代金の減免、損害賠償の請求、または契約の解除はできないものとする。

(2) 引き渡しに関する費用や登録費用はすべて落札者の負担とする。

(3) 売却財産の名義変更は、落札者の責任において落札者が行うものとする。

(4) 売却財産の引き渡しは、名義変更の確認後とする。

(5) 入札及び契約に関する事務を担当する課係の名称及び所在地

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町 総務課 管財係

郵便番号 329-0696

電話番号 0285-56-9114

(6) 契約書作成の要否 要